

池田総合法律事務所・池田特許事務所 ニュースレター

～新春だより～平成31年1月 第22号
<http://www.ikedalawpatent.jp/>



明けましておめでとうございます

昨年もまた、AI（人工知能）に関する話題が駆け巡りましたが、それ以前と比べて、AIへの過度な期待や過少評価が減り、まっとうな評価に落ち着きつつあるように思います。

AIには、創造的なことは出来ないという納得の仕方での安心をする向きもあります。しかし、いくら新しいことといっても、過去にあったものを加工したり、分解したり融合したりしたもので、創造性では人間が優るとかんでも仕方がないのではないかと考えます。逆に、人間は、原因・結果の因果関係にとらわれた思考方法を取りやすいうえに、それに心理的なバイアスも強く働き、自由な発想がしにくいという特性があります。



しかし、AIは、膨大なデータから、因果関係にとらわれず、相関関係だけを拾って、新しい知見や発想を産み出し（例えば「インフルエンザ」のネット上の検索数と地域流行との相関をみて薬剤の供給体制を構築する。）、眼が開かれることが多いもので、共存の途を探るのが賢明ということでしょう。

AIと違い圧倒的に容量の劣る身の悲しいところで、膨大な情報のフローに翻弄され、物事をじっくり考えられないことが、いつものことながら、反省されます。チョコちゃんに「ポーっと生きてんじゃねーよ！」と叱られそうです。

それはさておき、生活の原点に立ち返って、気持ちも新たに1年を過ごしたいものです。

ほとぼしり
火も水も進り年新たなり 小野恵美子 (池田伸之)

新年おめでとうございます。今年もよろしくお祈りします。



思いがけない速さで、日々新しいことが起きるこの頃です。2019年平成から新しい元号へ、2020年東京オリンピック、2025年大阪万博、2027年リニア新幹線などが決まっていく一方で、2019年消費税引上げ、2025年団塊世代が後期高齢者、2028年4軒ないし5軒に一つは空き家化など・・・、いろいろあります。その中で、流されず自分らしく生きるためには、時に、ひと区切りを設けることは決して無駄なことではないと感じるこの頃です。



昨年3月末に愛知県弁護士会の会長と日弁連副会長の職を終わり、その後4月から中部6会の弁護士会連合会理事長をお引き受けしています。異なる規模や地域性の中にも、共通の課題があります。とりわけ最近では、男女共同参画を含むダイバーシティや地方での弁護士の国際業務への関わりをどう進めていくかなどが大切であると思っています。また、私事ですが、昨年夏に父が亡くなりました。書付などを整理していますと、父の人生を想うのですが、このようなことが供養かなと感じているこの頃です。少子高齢化を実感する中、シンプルに生きるためにいろいろ考えることが、かえって心の豊かさをもたらしてくれるのではないかと期待しています。

(池田桂子)

ニュースレター第22号をお届けします。皆様のお役に立てる情報を提供したいと思っておりますので、ご意見・ご質問もご遠慮なく、当事務所（メール：ikedalawpatent@par.odn.ne.jp、FAX052-684-6291）までお寄せください。

相談予約方法 下記電話番号にてご予約ください。無料相談会も行っておりますので、お気軽にご相談ください。

☎ 052-684-6290

受付時間9:00AM～5:30PM

相続法が改正、施行されます！

池田伸之



相続法が改正され、①生前配偶者の短期、長期居住権の創設（「居住権」という用語は、従来から貸借権等を含めた、俗語として使用されていましたが、今回、初めて法律用語として定義されました。）②自筆証言遺言の方式の緩和、法務局での保管制度、③相続人以外の者の貢献を特別寄与料として制度化等々、相続事案の実務的な解決に与える影響の大きい改正が行われました。3段階に分けて、順次、施行され、自筆証書遺言の要件緩和については、2019年1月13日から、配偶者居住権に関しては、2020年4月1日から、それ以外の改正は2019年7月1日から施行されることになります。当事務所では、相続法改正を踏まえて、実務に与える影響、相続当事者としての皆様が、注意すべき点、気を付けるべき点について、別紙の通り、セミナーを企画しておりますので、奮ってご参加下さい。

日本版司法取引の使われ方

池田桂子

日産のカルロス・ゴーン元会長の逮捕で、クローズアップされた「司法取引」は、2018年6月から施行され、7月に三菱日立パワーシステムズの元取締役が起訴された外国公務員への贈収賄事件に続いて2例目です。社内の内部通報制度があったことに加え、日産がオランダに60億円を投じて設立した会社が当初の投資を果たしているのかと監査役から指摘があったことが発端のようです。問題が発覚した時点で第三者委員会は設置されず、したがってゴーン氏に秘密裡に調査が進められ、検察との司法取引に至ったと言えます。

被告人や被疑者が他人の犯罪事実を明らかにして捜査と公判の協力をする、見返りに刑が軽くなる等の合意を検察官が行う合意制度と刑事免責の制度です（刑事訴訟手続法350条の2以下）が、そもそも日本では法人に犯罪能力が認められておらず、両罰規定によって連動して問われることしかありません。陪審制の取られているアメリカでは8割が司法取引で解決されているのですが、日本では、他人の犯罪が対象、また、被疑者・被告人の同意だけでは足りず弁護人の同意が必要です。この新しい日本版司法取引の使われ方が注目されます。



カンボジア在住の玉垣正一郎先生に質問してみました

Q：カンボジアでは現在どんな仕事をされていますか。

A：名古屋大学が2008年に王立法律経済大学内に設立した日本法教育研究センター（以下「センター」）において、現地の大学生に対して、日本語で、日本の法律を教えています。

Q：センターでの仕事の楽しさ・やりがいはどこにありますか。

A：センターの学生たちは、約4年間で飛躍的に日本語能力を上達させています。そのため、彼らの成長を見守ることができることは純粋に楽しいですし、現在の仕事のやりがいでもあります。

Q：カンボジアでの生活で困ったことはありますか。

A：プノンペン市内での生活に限れば、電気、水道、ガス、インターネットなどの基本的インフラは整備されていますので、特に困ることはありません。とりわけ、JICAの支援により、上水道の品質は日本と同程度とのことです（いわゆる「プノンペンの奇跡」）。ただし、停電が時々起きますので、そのときは少し大変です。

Q：仕事のない休日は何をしていますか。

A：家でゆっくり過ごすことが多いですね。また、週に1回、プノンペン在住の日本人仲間と一緒にフットサルをしています。



相談予約方法

下記電話番号にてご予約ください。お気軽にご相談ください。

無料相談も行っています。日程については、お電話にてお尋ね下さい。



ikedalawpatent@par.odn.ne.jp

当事務所のホームページには、左のQRコードを読み取ってアクセスして下さい。

☎ 052-684-6290

予約受付時間9:00AM~5:30PM



事務所内弁護士に事務局からインタビューしてみました



上杉謙二郎弁護士

Q：字がとても上手ですが、どれくらいの期間、習われていたのですか。

A：書道と剣道は小学1年～高校3年まで続けていました。

ブランクが長くなってしまいましたが、時間があれば、今でも書道はやりたいと思っています。

Q：書道のどんなところが魅力なんですか。

A：なかなか思い通りにならないところや、やり直しがきかないところに惹かれています。また、墨の色も単調な黒だけでなく青色に近い色などもあり、表現の仕方によって変化するところが魅力ですね。あとは墨の匂いも好きです。

時間があれば、展覧会を見に行くこともあります。



西脇健人弁護士

Q：仕事で心がけていることはありますか。

A：依頼者の利益につながるように、あらゆる角度から考えるようにしています。出来る限り早期解決を目指し、交渉で決着をするようにしています。

Q：お子さんのお世話は、どんなことをされていますか。

A：夜中にミルクをあげることやおむつ替え、お風呂に入れる等大体何でもやります。子どもがどう成長するのかを想像して、子育てをしています。なかなか思い通りに育たないところが面白い、と感じています。



石田美果弁護士

Q：昨年が一番大きな出来事は何かですか。



A：名古屋に来てから、車があったら便利だなと感じることが増え、思い切って自分の車を購入しました。運転には中々慣れず、まだ怖々運転しています。本来は、インドア派ですが、車のおかげで行動範囲が広がり、名古屋周辺に出て、楽しんでいます。

Q：お子さんとは、どのように過ごされていますか。

A：子どもが将棋教室に通い始めたので、時間があれば一緒に将棋をしています。私も子どもも同じくらいのレベル（初心者レベル）なので、手を抜かず、本気で対局しています。勝ったり負けたり、互いに切磋琢磨しています。



森田翔太郎弁護士

Q：先生は、弁護士会の野球部に入っておられますが、皆さん、練習はどれくらいされるのですか。

A：野球部には、約40名所属していて、その内、20名くらいが毎週1回、半日程度、家族を顧みず練習に励んでいます。野球経験者ばかりですので、真剣な練習をしています。

Q：中日ドラゴンズが好きとのことですが、ドームにはよく行かれるのですか。

A：仕事をしているとなかなか行けないのですが、月に2回くらいは応援に行っています。外野でドラゴンズのユニフォームを着て、気合を入れて応援しています。注目選手はやはり、根尾くんでしょう。今年から活躍してくれることを期待しています。



先生方にインタビューをさせて頂き、ここには書ききれませんが、プライベートのお話を沢山聞くことが出来て、事務局としては楽しい時間を過ごせました。素敵な先生方ですので、今年も皆様、当事務所をよろしくお願い致します。（事務局一同）

【取扱い業務】 企業法務／事業再生支援・整理・借金問題／相続・遺言・贈与・事業承継／高齢者ホームロイヤー・後見／交通事故／離婚・子どもを巡る問題／知的ライセンス契約・商標・意匠・実用新案・その他知的財産権／労働問題／不動産取引／出張セミナー／建築紛争／医療事故

私的絵画百選 ⑩



『ポーズする女たち Poseuses.』
ジョルジュ・スーラSeurat Georges

カンヴァス 油彩 1888年
200×250cm
バーンズ財団
アメリカ ペンシルベニア州

どこかで見た絵？と三分割された画面構成の左側をご覧になると、そうそう、「グランド・ジャット島の日曜日の午後」という作品の左端の一部と同じです。スーラ自身が1884-86年に描いた作品の一部を描いているのです。スーラは、パリ近郊のセーヌ川の中州であるグランド・ジャット島をたびたび描いています。この島はパリの凱旋門からは3キロ余りで、中洲といっても4千人くらいの方が住んでいます。島内でも、ここは水辺の公園で、気候の良い夏にくつろぐ人々、日傘をさして散歩する人、草の上に腰を下ろして川を眺める人などが描かれ、ご婦人方はクリノリンという当時流行ったスカートが大きく膨らませお尻を張り出した、ざる型のペチコートのようなものをスカートの下に履いています。左側の絵の部分は部屋の壁であり、画の中の絵という役割を果たしています。

部屋の中には、3人の女性が服、コルセット、下着、帽子、日傘、靴をそれぞれ勝手に脱ぎ捨てています。三人の女性は古典的な三人の女神をモチーフにしたともいわれることがあるようですが、ここでは、画家の絵のモデルでもあり、左側の構成との対比からすると、着衣よりも体そのものが身体表現として自然で大切なものであるとも言いたげな雰囲気です。

新印象派の創始者ともいわれるスーラは、当時出版された光学理論や色彩研究に傾倒し、原色と補色、色の比率を考えながら、点描という

手法で色彩をより鮮やかに描こうとしました。芝生の日差しの当たる明るい部分は黄、青、朱色からなり、芝生の影になっている部分は、緑や青の配色を濃くして、しかし影の部分であっても、日差しが煌めく空気感を描こうとしているように思われます。

新印象派とは、印象派の動きを受けて、19世紀末の1880年代前半から20世紀初めにかけて活躍し、点描によって光をとらえると考え、ある意味で科学的に考察するという考えを持った人たちでもありました。鮮やかな色の配列により視覚の変化を招きます。今やコンピューターグラフィックスでは、写実的な画像や写真を点描に瞬時に変換することができますが、当時は、あれこれと自分の目と感覚を頼りに、点描という手法を駆使していたのでしょう。

スーラは31歳で夭折するのですが、正式な美術教育を受け、モチーフの選択や構図、配置を検討する時間を費やし、下絵を多数書くなどして、研究熱心な人であったようです。この作品「ポーズする女たち」や「グランド・ジャット島の日曜日」、「サーカス」、「アニエールの水浴」などの数少ない大きな6作品のほかには、油彩、下絵、素描を沢山残しています。静かな画面のなかにも、奥行きを感じさせる遠近法と斬新な点描で、当時の人々にも鮮烈な印象を残しました。その鮮烈さは、今もそこはかたなく感じられると思いませんか。〈池田桂子〉